特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	町税の賦課に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
壬生町は、町税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
壬生町長

公表日
令和7年3月24日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	町税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定により、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税の課税、証明書の発行、通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①各税情報の照会 ②課税データの入力 ③納税通知書の出力
③システムの名称	統合宛名システム 税務情報システム 申告受付支援システム 中間サーバー・ソフトウェア 地方電子申告支援サービス 国税連携システム

2. 特定個人情報ファイル名
宛名情報ファイル 課税台帳ファイル 申告情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項　別表の24の項 内閣府・総務省令第5号第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1.2.3.4.5.7.11.13.15.20.28.37.39.42.48.49.53.57.58.59.63.65.66.69.73.75.76.81.83.84.86.87.88.89.90.91.92.96.98.106.108.115.124.125.129.130.132.137.138.140.141.142.144.147.151.152.155.156.158.160.161.163.164.165.166.167.168.169.170.171.172.173項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部　税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	壬生町役場　総務部総務課　文書法規係 郵便番号：321－0292 住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号：0282－81－1806　FAX：0282－82－8262

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	壬生町役場　総務部総務課　文書法規係 郵便番号：321－0292 住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号：0282－81－1806　FAX：0282－82－8262

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としていること。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　　] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムが利用できる職員を特定し、各々にIDを付番し、静脈認証を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月20日	Ⅰ.5.②所属長	税務課長　粂川　延夫	税務課長　越路　正一	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ.2.取扱者数(いつの時点の計数か)	42073	43190	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ.5.①部署	税務課	総務部　税務課	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ.5.②所属長	税務課長　越路　正一	課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク管理	―	新様式変更により追加	事後	
令和2年3月16日	Ⅰ.1.③システムの名称	統合宛名システム 税務情報システム	統合宛名システム 税務情報システム	事後	
令和2年3月16日	Ⅰ.2特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル 課税台帳ファイル	宛名情報ファイル 課税台帳ファイル	事後	
令和2年3月16日	Ⅰ.3.法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の第16項 内閣府・総務省令第16条	番号法第9条第1項、別表第一の第16項 内閣府・総務省令第5号第16条	事後	
令和2年3月16日	Ⅰ.4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の 1.2.3.4.6.8.9.11.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39	番号法第19条第7号、別表第二の 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.23.26.27.28.29.31.34.35	事後	
令和2年3月16日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	平成32年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月16日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	平成32年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月16日	Ⅳ.5特定個人情報の提供・移転	[○]委託・移転しない	十分である	事後	
令和3年3月15日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	平成32年3月1日　時点	平成33年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年3月15日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	平成32年3月1日　時点	平成33年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年7月21日	Ⅰ．4．②法令上の根拠	番号法第１９条７号及び別表第二	番号法第１９条８号及び別表第二	事前	令和３年９月１日施行の番号法改正に伴う修正
令和4年8月19日	Ⅰ．4．②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.23.26.27.28.29.31.34.35	番号法第19条第8号、別表第二の 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.23.26.27.28.29.30.31.34	事後	
令和4年8月19日	Ⅰ．7　請求先	住所：栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号	住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和4年8月19日	Ⅰ．8　連絡先	住所：栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号	住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和4年8月19日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	令和3年3月1日　時点	令和4年7月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和4年8月19日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	令和3年3月1日　時点	令和4年7月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和5年11月16日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	令和4年7月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和5年11月16日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	令和4年7月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	Ⅰ－3．法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項 内閣府・総務省令第5号第16条	番号法第9条第1項　別表の24の項 内閣府・総務省令第5号第16条	事後	
令和7年3月24日	Ⅰ．4．②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.23.26.27.28.29.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.85-2.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120.121項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の 1.2.3.4.5.7.11.13.15.20.28.37.39.42.48.49.53.57.58.59.63.65.66.69.73.75.76.81.83.84.86.87.88.89.90.91.92.96.98.106.108.115.124.125.129.130.132.137.138.140.141.142.144.147.151.152.155.156.158.160.161.163.164.165.166.167.168.169.170.171.172.173項	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和7年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和7年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	Ⅳ－8　人手を介在させる作業	―	十分である 住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としていること。	事後	
令和7年3月24日	Ⅳ－11　最も優先度が高いと考える対策	―	3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である システムが利用できる職員を特定し、各々にIDを付番し、静脈認証を行っている	事後	